

プライバシー保護 マニュアル

2011年1月11日

株式会社 yasashio

目 次

第1	プライバシーとは	
第2	プライバシーが侵害される場面	
第3	プライバシー保護の基本	
第4	利用者の個人情報について (個人情報保護マニュアル参照)	
第5	掲示物等について	
第6	介護中のプライバシー配慮が必要な場面	

(プライバシーとは)

第1、プライバシーとは、個人の私生活に関する事柄および他から隠されており、干渉されない状態を要求する権利のこと。『人の権利』として、基本的人権と評され、日本国憲法13条の『基本的人権の尊重』とも解釈される。

(プライバシーが侵害される場面)

第2、 私生活面に対して侵入する行為

私人の住宅またはこれに準じる場所(例えば入院中の病院内、施設内)への侵入はもとより、私生活上著しい精神的不安に陥る行為も私生活への侵入に該当し、プライバシーと権利侵害となる。

他人に知られたくない私的事項を他人が勝手に公開する行為

下記の各項目等を他人に勝手に公開する事。公開の媒体は、口頭、落書き、ちらし、小説、テレビ、インターネット、雑誌等多様にある。

他人に知られたくない私生活上の事実

- ・ 夫婦関係、家族関係、家族の健康状態、異性関係等
他人に知られたくない事故に関する事項
- ・ 個人の生命、身体に関する事項
健康状態、病歴、障害の有無、身体的特徴
- ・ 国籍や戸籍事項、住民票に移管する事項
国籍、本籍、住所、氏名、生年月日、続柄、世帯主
経歴等に関する事項
学歴、職歴、職業、犯罪歴、勤務先、電話番号、学業成績、手紙類
- ・ 財産等に関する事項
所得、資産状況、納税関係
- ・ 個人の精神にかかわる事項
支持政党、宗教、思想、信条

(プライバシー保護の基本)

第3、私たちが業務上知り得た利用者個々の情報については、それらが記載された文書が第三者の目に入ることの内容、また、文書口頭から職員のやり取りまで、周囲の配慮等が十二分に必要になる。介護の現場においても、サービス提供記録、各チェック表など、様々なものが設置されており、設置場所の管理から、発言についても慎重になることが求められる。

(利用者の個人情報について)

第4、法人の個人情報マニュアルを遵守する。

現場でケアの時の、メモとして使用しているチェック表に至っても無造作に放置しないように厳重に管理する。

(掲示物等について)

第5、利用者の写っている写真等の掲示物配布物については、本人もしくは身元引受人の許可が必要である。また、要介護度や排泄の形態、入浴の形態、処置内容などの職員が便宜上利用している一覧についても掲示はしない。掲示が必要な場合は、来所者から、見えない配慮が必要である。そのほか、

職員用の掲示板等に利用者名が記入されている場合についても、来所者から見えない配慮が必要である。

(介護中のプライバシー配慮が必要な場面)

第6、 事業所内および個人宅においても以下の配慮が必要である。

入浴

入浴の場面ではバスタオルなどを利用し、極力肌の露出時間を短くするように配慮する。本人ができることは自身で行ってもらうことも大切である。

<ポイント>

- ・事前の健康チェックと個々の身体状況に応じた入浴形態の配慮
- ・浴室環境の配慮
- ・脱衣室の配慮
- ・入浴順の配慮
- ・入浴者以外への裸体に対する配慮

排泄

排泄は他人に見られたくない行為のため、扉を閉める事はもちろん、介助する前に必要物品を準備することにより手早く行うようにする。排泄物の臭気などについても窓を開けるなどの配慮が必要。

<ポイント>

- ・排泄サイクルに基づく誘導による配慮
- ・身体状況に応じた手すり等の設置などの配慮
- ・ポータブルトイレの使用はオムツ交換時の配慮
- ・排泄後の後始末、衛生的な配慮